

成年後見制度に関する 制度改正の状況について

令和8年7月
法務省民事局

1 民法等の一部を改正する法律の内容

2 (1) 衆議院法務委員会の附帯決議

(2) 参議院法務委員会の附帯決議

背景・必要性

- 高齢化の進展、単独世帯の増加などの家族の在り方の変化により、成年後見制度・遺言制度についてのニーズの増加・多様化
- 障害の有無にかかわらず自己決定権を尊重するとの理念の高まり
- 所有者不明土地問題等の社会課題解決の観点から遺言の重要性の高まり
- デジタル技術の進展・普及に対応した遺言制度の必要性

成年後見制度・遺言制度を更に使いやすくすることが喫緊の課題

【審議の経過】

令和6年	2月 法務大臣から法制審議会へ諮問 4月～民法（成年後見等関係）部会・民法（遺言関係）部会 調査審議開始
令和8年	2月 法制審議会において要綱取りまとめ、法務大臣に答申 4月 法律案閣議決定 6月 参議院本会議において法律案が可決・成立（令和8年6月24日公布）

法定後見制度

本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度

※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定

対象者の能力	不十分	著しく不十分	欠く常況
制度	補助	保佐	後見
支援者	補助人	保佐人	後見人
支援内容	特定の行為の代理 法定の重要な財産行為のうちの一部の行為の取消し	特定の行為の代理 法定の重要な財産行為の取消し + 特定の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の取消し

主要な改正事項

成年後見制度

- 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度しか利用できず、自己決定が必要以上に制限
- 後見・保佐の制度は、事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない
- 交代が困難である等ニーズに合った保護を受けることができない

遺言制度

- 自筆証書遺言の手書きの負担大、デジタル化に未対応
- 押印に関する慣行や法意識の変容

- ・ 本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）
- ・ 事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能【民法10条】（新旧p6-7）
- ・ 利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能【民法12条】（新旧p8-9）
- ・ 選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化【民法876条の2、876条の11】（新旧p32-33、38）
- ・ 本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能【民法876条の5】（新旧p34-35）
- ・ パソコン等を用いて作成した遺言のデータやプリントアウトしたものを法務局に提供し、本人が対面で、又はウェブ会議を利用して遺言の全文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式（保管証書遺言）の創設【民法968条の2、遺言書保管法7条、8条】（新旧p47-48、149-152）
- ・ 押印の任意化【民法968条、970条、976条、979条、980条】（新旧p47-54）

※その他、任意後見契約、後見登記、家事事件手続、法務局における自筆証書遺言書の保管に係る手続等の見直しを含む。

等

施行日

成年後見制度：公布から2年6月を超えない範囲で政令で定める日

遺言制度：公布から1年（システム改修を要するものは3年）を超えない範囲で政令で定める日 3

1. 本人にとって必要な範囲・期間で制度利用を可能にすること

- 事理弁識能力を欠く常況にある者と認定されると、成年後見人が包括的な代理権・取消権を有する制度（後見の制度）のみ利用できる

利用動機（例えば遺産分割）と比べて自己決定が必要以上に制限される

- ※ 現行法は事理弁識能力の程度に応じ、利用できる制度が次のどれかに定まる

後見：包括的な代理権・取消権

保佐：個別の代理権・幅広い要同意事項

補助：個別の代理権・個別の要同意事項

（同意を得ることなく
行った行為は取消可能）

- ※ 後見の制度の利用に際しては、明らかに必要がないときは鑑定が不要

- 後見・保佐の制度では、利用動機の事務が終了しても事理弁識能力が回復しない限り利用をやめることができない

● 特定の行為について権限を付与する仕組みに基本的に一元化

①事理弁識能力が不十分、②本人の同意、③制度利用の必要性を要件として、特定の行為について個別に

- ・補助人に代理権（例えば遺産分割の代理権）を付与する審判
- ・補助人の同意を要するとの審判（本人が補助人の同意を得ることなく行った行為は取消可能）

【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）

→本人にとって必要な範囲で制度利用を可能とし、自己決定に対する必要以上の制限を防止

例外的に、補助を開始した者が、事理弁識能力を欠く常況にある者であると認定されるときは、

法定の重要な財産行為についていずれも取消可能とする仕組み（特定補助の仕組み）を選択して利用可能

【民法10条】（新旧p6-7）

- ★ 特定補助の仕組みの利用に際しては、医師二人以上の意見を聴取した上で、明らかに必要がないときは鑑定が不要

【家事事件手続法119条】（新旧p85）

● 事理弁識能力が回復していない場合でも、制度利用の必要がなくなつたと家庭裁判所が認めるときは、申立て又は職権（※）により、制度利用を終了可能

【民法12条】（新旧p8-9）

- ※ 補助人に義務付けられる家庭裁判所への毎年1回の本人の状況報告の際に、制度利用の必要がなくなつたと認めるとき

2. 本人の自己決定の更なる尊重を図ること

- 本人にとって適任の者を選任するため成年後見人等の選任時に本人の意見の尊重を更に図るべき

※ 現行法は考慮要素の最後に本人の意見を規定

- 成年後見人等の交代が困難であり、本人がニーズに合った保護を受けることができない

※ 解任事由が成年後見人等の不正な行為（横領等）や著しい不行跡などの成年後見人側の事情に着目した事由のみ

- 成年後見人等が本人の意向を十分に把握することなく、本人の意向に沿わない事務が行われることにより本人の自己決定が尊重されない場合がある

- 家庭裁判所が補助人の選任時に考慮すべき要素の冒頭に「本人の意見」を規定

【民法876条の2】（新旧p32-33）

→「本人の意見」が重要な考慮要素であることを明確化

- 解任事由に「本人の利益のために特に必要があるとき」を追加

【民法876条の5】（新旧p34-35）

→補助人に不正な行為（例えば横領等）がない場合であっても、例えば、補助人が本人と面談を行わないなどによって本人が適切な保護を受けることができないときなど、解任（交代）可能

- 補助人がその職務を遂行する際に、本人に情報を提供し、本人から話を聴く等の適切な方法により、本人の意向を把握するようにしなければならないことを明確化

【民法876条の11】（新旧p38）

3. 報酬の予測可能性を高めること

- 成年後見人等の報酬の予測可能性を高めるべき

※ 現行法は本人及び成年後見人等の資力以外の考慮要素が明記されていない

- 家庭裁判所が報酬を決定する際、補助人が行った事務の内容等が報酬の考慮要素であることを規定上明確化【民法876条の19】（新旧p42）

※ 予測可能性を確保するために報酬請求が認容された事案の実績が公表されることを予定

4. 補助人に対するニーズに対応可能とするために死後事務に関する補助人の権限を拡充すること

- 補助人に本人の死亡後の死体の火葬・埋葬に関する契約や未払金の支払をする権限がない

補助の制度に一元化することに伴い、
本人死亡後の事務が滞る可能性

※ 現行法は成年後見人にのみ死後事務の権限を認めている

- **補助人が、次の行為をすることが可能** 【民法876条の26】（新旧p44-45）
 - ・ 本人の死体の火葬・埋葬の契約の締結
 - ・ 本人が死亡した当時の権限の範囲内での相続財産の保存に必要な行為（例えば、施設入所契約・施設利用料の支払の代理権付与の審判を受けた補助人が、本人死亡後に未払の施設利用料を支払うこと）

5. 家事事件手続の見直し

- 本人の自己決定を尊重する観点から家事審判手続において本人の意思をできるだけ反映することが必要

- 補助の制度を利用する必要の有無は、医学的な観点のみではなく、本人の生活の状況等を踏まえて判断することが必要

- **補助開始の審判、補助人に代理権を付与する旨の審判、補助人の同意を要する旨の審判等においても、原則として、本人の陳述聴取が必要** 【家事事件手続法120条】（新旧p85-88）

- **家庭裁判所が必要であると認める事案においては、市区町村長その他適当な者に、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意見を求めることができることを明確化** 【家事事件手続法120条】（新旧p85-88）

6. 意思表示を受領する特別代理人の制度を新設すること

- 補助の制度は本人にとって必要な場合にのみ利用されるので、事理弁識能力を欠く常況にある者であっても本人に代わって意思表示を受領する法定代理人が存在しない場面が発生

- **意思表示の相手方が事理弁識能力を欠く常況にあり、その者のために意思表示を受ける者がいないときは、家庭裁判所が、表意者の請求によって、意思表示の受領のための特別代理人を選任する制度を新設** 【民法98条の3、家事事件手続法149条の2】（新旧p14-15、116）

※ 意思表示の受領の特別代理人は、必要に応じて補助開始の審判・代理権の付与の審判を請求して、必要な対応を補助人に引き継ぐことが可能

7. 任意後見制度の柔軟な利用を可能にすること

- 本人が選任する任意後見人を監督する機関として任意後見監督人が必須

※ 任意後見人の監督について明らかに任意後見監督人が不要で家庭裁判所による監督でも足りるケースもあり、ケースによっては監督の負担が重いとの指摘

- 法定後見の利用を開始すると任意後見契約が終了し、本人の意思に基づく任意後見契約の十分な活用が困難

- 本人が依頼した任意後見人（任意後見受任者）が死亡した場合などに備えて次の任意後見人を依頼する仕組みがない

- 本人の事理弁識能力が低下しても任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てがされない（任意後見契約で合意した事務の履行について監督の制度が発動しない）

※ 現行法は申立権者を親族又は任意後見受任者に限定

- 家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、任意後見監督人を選任せず、家庭裁判所が直接監督することが可能

【任意後見契約法7条】（新旧p61-62）

- 補助の制度の利用を開始しても任意後見契約の存続を許容→任意後見契約の十分な活用が可能

【任意後見契約法5条等（現行任意後見契約法4条1項2号、2項、10条3項の削除）】
（新旧p59-61、64-65）

※ 補助人に付与する代理権の範囲を適切に設定することで補助人と任意後見人との権限が重複を回避することを基本としつつ、権限の重複の調整が必要な場合に備えて任意後見契約の一部解除の規律を新設

- 本人と任意後見受任者との間で任意後見契約の効力を発生させる順序を定める合意が可能

【任意後見契約法4条、5条】（新旧p59-60）

- 本人が公正証書によって指定した者も任意後見契約を発効させる裁判手続の申立てをすることが可能【任意後見契約法5条、6条】（新旧p59-61）

※ 親族以外の者であっても、本人が、将来に備えて、例えば、自分の生活状況を把握している者に、任意後見契約を発効させる裁判手続の請求を委ねることが可能

- ★ 補助開始の審判の申立て等においても同様の手当て【民法7条、8条】（新旧p2-3）

法定後見制度の見直しに伴う主な経過措置

- ・ 利用中の制度の利用を継続したい場合

基本的には現行法の内容で利用継続可能【附則 2 条、3 条】

解任事由（※ 1）・意向尊重義務（※ 2）は改正後の民法を適用【附則 2 条、3 条】

※ 1 本人の利益のため特に必要があるときに解任可能

※ 2 補助人がその事務を行うに当たっては、適切な方法により、補助の事務に関する本人の意向を把握するようにしなければならない

- ・ 新制度に移行したい場合

改正後の補助の制度に係る申立て（※ 3）をして新制度を利用【新民法 7 条等】

現在利用中の後見・保佐開始の審判は取消し【附則 2 条、3 条】

※ 3 申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人・保佐人等

- ・ 制度利用を終了したい場合

後見・保佐開始の審判の取消しの申立て（※ 4）可能【附則 2 条、3 条】

※ 4 申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人・保佐人等

※令和 7 年12月末日時点の利用者数 後見18万0828人、保佐 5 万8162人（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和 7 年 1 月～12 月－」）

- ・ 利用中の制度を利用を継続したい場合

改正後の補助の制度の内容で利用継続可能【附則 4 条】

- ・ 制度利用を終了したい場合

補助開始の審判の取消しの申立て（※ 5）可能【新民法 1 2 条】

※ 5 申立権者：本人、配偶者、四親等内の親族、補助人等

※令和 7 年12月末日時点の利用者数 補助 1 万8078人（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－令和 7 年 1 月～12 月－」）

任意後見制度の見直しに伴う主な経過措置

- ・ 施行日前に締結された任意後見契約

改正後の任意後見契約法を適用【附則 6 条】（※ 6）

※ 6 ただし、旧法下で生じた任意後見契約に係る効力は維持【附則 6 条】

[衆議院トップページ](#) > [本会議・委員会等](#) > [委員会ニュース](#) > 第221回国会閣法第43号 附帯決議

民法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法施行後の成年後見制度の円滑な運用及び利用の促進のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、その運用状況について公表するとともに、制度利用の申立てが適切に行われるよう、附則第十条を踏まえ不断に検証し、その支援をするための方策について検討を行い、必要に応じて、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 二 改正後の成年後見制度の利用に当たっては、障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨を踏まえ、従来以上にノーマライゼーション及び自己決定権の尊重等の基本理念を十分反映させるため、特定補助の仕組みが真に必要な人に適切に利用されるよう、成年後見制度の趣旨及び内容について、関係者をはじめ広く国民に理解されるよう周知・広報の徹底に努めること。また、地域における権利擁護支援を担う地方公共団体及び関係機関において必要な研修その他の取組を行うこと。
- 三 成年後見制度に係る事件の審理及び補助人等の監督が適切に行われるよう、裁判官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の必要な人的体制の整備、専門性の向上のための研修等の体制整備を行うこと。
- 四 家庭裁判所による補助人の選任に当たり、本人の意見が重要な考慮要素であることが明確化されたことに鑑み、本人の意思を最大限に尊重するとともに、家庭裁判所が適切に情報を取得するなど、柔軟かつ的確な運用ができるよう、一層の必要な体制整備を図ること。
- 五 成年後見制度の利用を終了することが可能となることに伴い、判断能力が不十分な者が成年後見制度の利用を終了した後においても、高齢者・障害者福祉及び金融包摂の観点から、地域において必要な支援を受けることができるよう、第二種社会福祉事業による支援など本人を支援する施策の充実を図るとともに、関係機関の連携強化を図ること。また、市町村において権利擁護支援に関する中核的な役割を果たす中核機関について、その目的及び業務の内容の周知を図るとともに、全市町村において設置され、十分な相談機能を発揮できるよう努めること。
- 六 成年後見人の包括的取消権の廃止に伴う消費者被害の拡大を防止するため、高齢の消費者や障害のある消費者の保護の強化などについて検討を行い、知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合などの対応について、法制上の措置も含めた検討を進め、必要な措置を講ずること。
- 七 家庭裁判所が市町村長その他適当な者に対して意見を求めることができる仕組みが設けられる趣旨に鑑み、中核機関をはじめ福祉関係者から意見聴取することなどを通じて、本人が地域において適切な支援を受けることに結びつくよう、適切な制度周知や研修その他の必要な取組に努めること。
- 八 家庭裁判所による補助人の選任については、新たな解任事由が設けられたことに伴い、専門職後見人が支援する必要がなくなった場合には親族、市民後見人等に引き継ぐなど、適切な役割分担が図られるよう制度の周知その他の環境整備に努めること。また、市民後見人等の人材確保及び継続的な支援の観点から、研修の充実、活動を支える相談体制の整備に努めること。
- 九 補助人等による不正の未然防止及び早期発見並びに被害発生時の適切な対応がより実効的なものとなるよう、家庭裁判所による適切な監督に向けた研修その他の取組の充実を図るとともに、専門職団体における不正防止の取組との間で連携強化に努めること。
- 十 補助人等の報酬について、補助人等が行った事務の内容等が報酬の考慮要素であることが規定上明確化されることに鑑み、報酬の額に事務の内容及び負担の実態を適切に反映し、利用者と補助人等の双方に過度な負担を生じさせることがないよう、裁判官等の裁判所職員に対する研修その他必要な取組に努めること。
- 十一 居住する地域や資力の有無にかかわらず成年後見制度を利用することができるよう、成年後見制度の利用に係る申立費用及び報酬に対する助成について、各市町村の要望を聴取しつつ必要な措置をとること。
- 十二 任意後見制度の利用が低調である要因について実態を把握し分析するとともに、精神上的理由により将来の財産管理や身上保護に不安を感じる様々な立場にある者が、任意後見制度を積極的に活用し、本人の意思を尊重した生活を営むことが可能となるよ

う、利用のための相談体制の充実、任意後見監督人の候補者に関する情報の提供の在り方を検討し、更なる改善に努めるとともに、本法による改正の趣旨も含めた任意後見制度の一層の周知・広報などを通じて、利用の促進を図ること。

十三 成年後見制度の利用の前又は利用と同時に備えることのできる財産の管理・承継のための将来設計として、高齢者、障害者等の生活を支援する福祉型信託を利用することが有効な手段であることに鑑み、国民がその機能、役割等を理解し、利用するためのあらゆる環境整備を進めることについて検討すること。

十四 任意後見制度の適正な利用の促進及び身寄りのない高齢者等の問題に関して、高齢者等終身サポート事業における預託金等の管理業務の信頼性を確保する観点から、信託会社、信託銀行等と高齢者等終身サポート事業との連携の在り方について検討すること。

十五 次期成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たっては、本法の趣旨及び国会における議論を十分に踏まえ、改正後の制度が適正かつ円滑に運用されるよう検討すること。

十六 新設される保管証書遺言の信頼を高めるため、法務局の人的・物的体制の充実を図るとともに、保管証書遺言書の保管等の業務をつかさどる遺言書保管官の業務の適正な遂行及び利便性向上のため体制の整備等、必要な措置を講ずること。また、本制度の創設により、法務局において電子保管証書遺言書の保管等を行うことなどに鑑み、個人情報の保護の観点から、情報セキュリティ対策を着実にを行うこと。

十七 本法による改正後の法定後見制度について、障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨を踏まえ、本人の自己決定権を最大限尊重する観点から、特に特定補助人を付する制度の利用に当たって障害者の権利を不当に制約することとならないよう、附則第十条を踏まえ制度の利用状況について不断に検証すること。

十八 家庭裁判所による特定補助人の選任の要件として、「必要があると認めるとき」が定められているが、どのような場合に要件該当性が認められるのか、その判断に当たってどのような事項が考慮されるのかについて、例えば、本人があらかじめ特定補助人の選任を望まない意思を示していた場合その他本人の意思が汲み取れるような場合にはその意思を考慮するなど、その具体的な判断基準や考慮要素に関する国会における議論を十分に踏まえ、適切な制度利用がなされるよう、政府及び最高裁判所においてその周知等必要な取組に努めること。

十九 補助人による本人の意向把握義務及び意向尊重義務が明文化された趣旨に鑑み、本人の利益の最大化に一層資する観点から、補助人と親族その他日常的に本人の支援を行っている福祉関係者等との適切な連携が図られるよう、家庭裁判所を含む関係機関へその趣旨を十分に周知すること。

二十 成年後見制度の利用を終了することが可能となることに伴い、判断能力が不十分な者が制度の利用を終了した後においても地域において引き続き適切な支援を受けることができるよう、関係機関の連携を促進すること。また、市町村において権利擁護支援に関する中核的な役割を果たす中核機関について、その内容の周知を図るとともに、全市町村において設置されるよう努め、適切な相談機能を確保すること。

二十一 成年後見制度の利用者の多様化するニーズに応えるため、専門職後見人だけでなく、市民後見人の確保及び育成が十分に進むよう、人材育成のための研修の充実、活動を支える仕組みの整備及び関係機関との連携強化等、必要な施策に取り組むこと。

二十二 現行の成年後見制度でも、家庭裁判所の審判に対する不服申立てにおいて親族側の意見が採用されていないこと等が指摘されていること等を踏まえ、本法の施行から三年後の検討が実証的なものとなるよう、速やかに成年後見制度の利用者及びその親族から意見を聴取するなど必要な調査を行うこと。

[ホームページについて](#) [Webアクセシビリティ](#) [リンク・著作権等について](#) [お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話（代表）03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © Shugiin All Rights Reserved.

民法等の一部を改正する法律案及び民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

令和八年六月十六日

参議院法務委員会

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 家庭裁判所による補助人の選任に当たり、本人の意見が重要な考慮要素であること及び補助人の本人に対する意向把握義務・意向尊重義務が明文化された趣旨に鑑み、本人意向を最大限尊重し、その利益の最大化に資するよう、家庭裁判所による適切な情報収集に向けた必要な研修その他の取組に努めるとともに必要な体制整備を図り、また、補助人と親族その他日常的に本人を支援する福祉関係者等との適切な連携が確保されるよう、関係機関に対する周知及び運用の徹底を図ること。

二 成年後見制度の利用終了後においても、判断能力が不十分な者が地域において必要な支援を継続して受けることができるよう、高齢者福祉、障害者福祉及び金融包摂の観点から、第二種社会福祉事業による支

援を含む権利擁護支援施策の充実及び関係機関の連携強化を図ること。また、市町村において権利擁護支援の中核的役割を担う中核機関について、全市町村での設置及び十分な相談機能の発揮に努めること。

三 家庭裁判所が市町村長その他適当な者に対して意見を求めることができる仕組みが設けられる趣旨に鑑み、中核機関をはじめ福祉関係者から意見聴取することなどを通じて、本人が地域において適切な支援を受けることに結びつくよう、適切な制度周知や研修その他の必要な取組に努めること。

四 成年後見制度に係る事件の審理及び補助人等の監督が適切に行われるよう、裁判官、家庭裁判所調査官等の裁判所職員の必要な人的体制の整備、専門性の向上のための研修等の体制整備を行うこと。

五 新たな解任事由の創設を踏まえ、専門職後見人による支援の必要性が低下した場合には、親族後見人や市民後見人等への適切な引継ぎを含め、本人の状況に応じた適切な役割分担が図られるよう制度の周知及び環境整備に努めること。また、成年後見制度利用者の多様なニーズに対応するため、市民後見人の確保及び育成に向け、研修の充実、相談・支援体制の整備その他必要な施策を推進すること。

六 補助人等の報酬について、補助人等が行った事務の内容等が報酬の考慮要素であることが規定上明確化されることに鑑み、報酬の額に事務の内容及び負担の実態を適切に反映し、利用者と補助人等の双方に過

度な負担を生じさせることがないよう、裁判官等の裁判所職員に対する研修その他必要な取組に努めること。

七 居住する地域や資力の有無にかかわらず成年後見制度を利用することができるよう、成年後見制度の利用に係る申立費用及び報酬に対する助成について、各市町村の要望を聴取しつつ必要な措置をとること。

八 改正後の法定後見制度の運用に当たっては、障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨を踏まえ、本人の自己決定権を最大限尊重し、ノーマライゼーションの理念が十分に反映され、特に、特定補助人を付する制度については、真に必要な場合に限り適切に利用され、障害者の権利を不当に制約することのないよう、制度の周知・広報及び関係者への研修を充実させるとともに、その利用状況について不断の検証を行うこと。

九 家庭裁判所による特定補助人の選任に係る「必要があると認めるとき」の要件については、その判断の予見可能性及び適正性を確保するため、要件該当性の判断に当たり考慮すべき事項及び判断基準の明確化を図る観点から、特に、本人があらかじめ特定補助人の選任を望まない意向を示していた場合その他本人の意向を把握することができる場合には、その意向を適切に考慮するなど、国会審議において示された考

え方を踏まえた適切な制度利用がなされるよう、政府及び最高裁判所においてその周知等必要な取組に努めること。

十 補助人等による不正の未然防止及び早期発見並びに被害発生時の適切な対応が実効的に行われるよう、家庭裁判所による監督に関し研修その他必要な取組に努めるとともに、専門職団体による内部監査その他の自主的な不正防止の取組との連携強化に努めること。

十一 任意後見制度の利用が低調である要因について実態を把握し分析するとともに、精神上の理由により将来の財産管理や身上保護に不安を感じる様々な立場にある者が、任意後見制度を積極的に活用し、本人の意思を尊重した生活を営むことが可能となるよう、利用のための相談体制の充実、任意後見監督人の候補者に関する情報の提供の在り方を検討し、更なる改善に努めるとともに、両法による改正の趣旨も含めた任意後見制度の一層の周知・広報などを通じて、利用の促進を図ること。

十二 成年後見制度の利用の前又は利用と同時に備えることのできる財産の管理・承継のための将来設計として、高齢者、障害者等の生活を支援する福祉型信託を利用することが有効な手段であることに鑑み、国民がその機能、役割等を理解し、利用するためのあらゆる環境整備を進めることについて検討すること。

十三 任意後見制度の適正な利用の促進及び身寄りのない高齢者等の問題に関して、高齢者等終身サポート事業における預託金等の管理業務の信頼性を確保する観点から、信託会社、信託銀行等と高齢者等終身サポート事業との連携の在り方について検討するとともに、適正な事業運営を確保し、利用者が安心して利用できるよう努めること。

十四 成年後見人の包括的取消権の廃止に伴う消費者被害の拡大を防止するため、高齢の消費者や障害のある消費者の保護の強化などについて検討を行い、知識・経験・判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合などの対応について、法制上の措置も含めた検討を進め、必要な措置を講ずること。

十五 両法施行後の成年後見制度の円滑な運用及び利用の促進のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、その運用状況について公表するとともに、制度利用の申立てが適切に行われるよう、民法等の一部を改正する法律附則第十条を踏まえ不断に検証し、その支援をするための方策について検討を行い、必要に応じて、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

十六 現行の成年後見制度でも、家庭裁判所の審判に対する不服申立てにおいて親族側の意見が採用されて

いないこと等が指摘されていること等を踏まえ、民法等の一部を改正する法律の施行から三年後の検討が実証的なものとなるよう、速やかに成年後見制度の利用者及びその親族から意見を聴取するなど必要な調査を行うこと。

十七 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により「成年被後見人」を「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に置き換える等の改正がされた各法律について、今後個別にその改正を検討する際に、成年後見制度において「事理を弁識する能力を欠く常況にある者」との認定がされたことをもって当該法律に規定する制度において「特定補助人」又は「特定補助人を付する処分の審判を受けた者」に一定の地位を付与することの当否についても検討を行い、必要な措置を講じること。

十八 次期成年後見制度利用促進基本計画の策定に当たっては、両法の趣旨及び国会における議論を十分に踏まえ、改正後の制度が適正かつ円滑に運用されるよう検討すること。

十九 新設される保管証書遺言を含む各種の遺言制度が円滑に運用されるよう、関係機関と連携し、遺言の作成を希望する者が適切な遺言制度を選択するために必要な情報提供その他の遺言制度の利用促進に関する取組を推進すること。

二十 新設される保管証書遺言の信頼を高めるため、法務局の人的・物的体制の充実を図るとともに、保管証書遺言書の保管等の業務をつかさどる遺言書保管官の業務の適正な遂行及び利便性向上のため体制の整備等、必要な措置を講ずること。また、本制度の創設により、法務局において電子保管証書遺言書の保管等を行うことなどに鑑み、個人情報の保護の観点から、情報セキュリティ対策を着実に行うこと。

右決議する。